

「ジャパリンガル」サービス利用約款

1章 総則

第1条 (適用範囲)

本規約は、第2章に規定する利用者（以下「利用者」といいます）と凸版印刷株式会社（以下「凸版」といいます）との間の、凸版が提供するインバウンド向けクラウド翻訳サービス「ジャパリンガル」（以下「本件サービス」といいます）の利用に係わるすべての関係に適用します。

第2章 利用者

第2条 (利用者の定義)

本約款における利用者とは、凸版に本件サービスの利用を申し込み、凸版が承認した者としします。

2. 利用者は、申込の時点で本約款の内容を承諾しているものとしします。

第3条 (利用者資格の取消)

利用者が次の各号に該当する場合には、凸版は当該利用者の利用資格を停止又は取り消すことができるものとしします。

- (1) 申込時に虚偽の申込をした場合
- (2) 利用料金の支払を遅滞し、又は支払を拒否した場合
- (3) 利用者が本約款に違反した場合
- (4) その他、凸版が利用者として不相当と判断した場合

第3章 本件サービス

第4条 (サービスの内容等)

凸版は、別途提示する「ジャパリンガル」サービスの品質保証（SLA）」に基づき本件サービスを提供します。

2. 利用者は、本件サービスの利用にあたり本約款を遵守するものとしします。

第5条 (利用期間等)

本件サービスの利用期間は、利用申込書に定める本件サービスの利用開始日から開始とし、当月末日を期間満了日としします。

2. 本件サービスにおけるサービスプランの変更及び第6条に定める利用料金体系の変更について、利用者はお申し込み後の翌月以降、プラン変更を行うことができます（お申し込み当月のプラン変更は行えません）。
3. 本件サービスの、サービスの提供停止のご希望については、販売元に直接お問い合わせください。販売元でサービス停止のお手続きをさせていただきます。サービスの提供停止後、利用者は本件サービスを利用することができず、第6条第2項に定めるポイントについては消滅するものとしします。
4. 本件サービスのサービスプランの変更、サービスの提供停止の処理を行わない場合は、利用期間は期間満了日の翌日からさらに1ヵ月自動的に更新されるものとし、以後もまた同様としします。（利用者は、利用申込書に基づいて本件サービスの

利用を開始した月の翌月からサービスプランの変更、サービスの提供停止等を行うことができます。)

5. 利用者は、前項における利用申込書に基づいて本件サービスの利用を開始した当月または利用申込書に定める本件サービスの利用期間の開始日前に本約款に基づく契約関係を解除等があった場合は、残余の期間（最大1ヵ月）に応じて凸版が別に定める方法により計算した額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を、凸版が定める期日までに一括して支払うものとします。

第4章 利用料金

第6条（料金体系）

本件サービスの利用料金体系は以下の通りとします。内容の詳細については別途凸版が利用者に提示するものとします。

- ①従量課金プラン
- ②月額固定プラン（「エントリー」「ライト」「レギュラー」「エンタープライズ」）
- ③団体契約プラン

2. 前項第2号における月額固定プランでは本件サービスに必要な費用に換わる単位としてポイント（以下、「ポイント」といいます。）を設けています。利用者はあらかじめポイントを購入することによって1ポイント=1円として、本サービスを利用することができます。利用しなかったポイントについては、翌月まで繰り越し可能です。繰り越しされたポイントは優先的に消費され、ポイント購入後翌月末時点の経過をもって消滅します。
3. 本条第1項第2号における月額固定プランにおいて、本条第1項第2号括弧書き記載の月額固定プラン内におけるプランの変更をした場合、変更前のプランにおいて購入済みの未消費となっている前月分のポイントは、変更前のプランの前月分のポイントとして保持され、当該前月プランの文字単価で優先的に消費されます。当該前月分のポイントを全て消費したのちは、当月分のポイントが変更後の当月プランの文字単価で消費されます。ただし、前項に定める消滅期間経過後のポイントについては引き継がれず、利用することはできません。
4. 本条第1項第2号における月額固定プランから本条第1項第1号における従量課金プランに変更した場合、月額固定プランにおいて購入済みの未消費のポイントについては、変更前のプランの前月分のポイントとして保持され、当該前月プランの文字単価で優先的に消費されます。ただし、本条第2項に定める消滅期間経過後のポイントについては引き継がれず、利用することはできません。
5. 凸版は、利用者に事前に通知の上、本件サービスの利用料金体系の改訂ができるものとします。

第7条（支払方法、返金等）

利用者は、凸版が承認した以下のいずれかの支払方法の中から凸版が指定する支払方法で前条の利用料金体系に基づく利用料金（ポイント購入金額を含む。以下、本条において同じ。）を凸版に支払うものとします。

- ①凸版が承認したクレジットカード会社または請求書代行サービス会社の定め

る規約に基づき支払う方法。

②銀行振込（前払い）による支払方法。

③その他凸版が別途認める支払方法。

2. 前項第1号に基づく支払方法の場合、凸版は利用者について発生した利用料金について集計した後、クレジットカード会社または請求書代行サービス会社に請求するものとします。利用者はクレジットカード会社または請求書代行サービス会社に支払を行い、利用者と当該クレジットカード会社または請求書代行サービス会社の間で利用料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、凸版は一切の責任を負わないものとします。
3. 凸版は、凸版の故意又は重過失に基づき本件サービスが中止される場合を除き、いかなる理由があっても、既に利用者より凸版に支払われた利用料金は、一切返還しないものとします。

第5章 利用上の遵守事項

第8条（自己責任）

利用者は、本件サービスの利用に関して、自己の行為及び結果に自ら責任を負うものとします。

2. 利用者は、本件サービスの利用にあたり第三者との間でトラブルが生じた場合には、利用者自身の責任と費用をもって速やかに解決し、凸版に損害を与えることのないものとします。また、かかる場合において凸版に損害が生じたときには、利用者は凸版に当該損害を賠償するものとします。
3. 利用者の本件サービスの利用に際して利用者自身に何らかの損害が発生した場合においても、凸版は、凸版の故意又は重過失ある場合を除き、如何なる責任も負わないものとします。
4. 利用者は、利用者が本件サービスにおいて使用するデータ等については、利用者は自らの責任で当該データをバックアップとして保存しておくものとし、凸版はデータの保管、保存、バックアップ等に関して一切責任を負わないものとします。
5. 利用者は、利用約款等に特段の定めのない限り、凸版より付与されたユーザID及びパスワードを秘密に保持するものとし、厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により利用者自身及びその他の者が損害を被った場合、凸版は一切の責任を負わないものとします。また、当該場合において凸版に損害が生じたときには、利用者は凸版に当該損害を賠償するものとします。
6. 第三者が利用者のユーザID及びパスワードを用いて、本件サービスを利用した場合、当該行為は利用者の行為とみなされるものとし、利用者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により凸版が損害を被った場合、利用者は当該損害を補填するものとします。ただし、凸版の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第9条（権利侵害等の禁止）

利用者は、本件サービスを利用するにあたり、凸版又は第三者が有する著作権、肖像権、その他の権利を侵害しないものとします。

2. 利用者は、本件サービスを利用するにあたり、凸版又は第三者に対し、不利益を与えたり又は誹謗中傷する等、法律に違反し公序良俗に反する行為を行わないものとします。

第10条（権利譲渡等の禁止）

利用者は、本件サービスの利用者として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第11条（秘密保持義務）

利用者及び凸版（以下「被開示者」といいます）は、本件サービスに関して相手方（以下「開示者」といいます）から秘密である旨を書面により特定の上開示された情報（口頭により開示された情報のうち、開示時又は開示後7日以内に開示者より開示内容について被開示者にて明確に認識し得る程度に書面により特定されたものを含みます）及び本規約の内容（以下併せて「秘密情報」といいます）を、サービス利用契約期間中及びサービス利用契約終了後3年間、開示者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号の一に該当するものはこの限りではありません。

- (1) 開示者から知得する以前に被開示者が既に保有していたもの
 - (2) 開示者から知得する以前に公知であったか、又は開示から知得した後に被開示者の責によらず公知となったもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず被開示者が知得したものの。
 - (4) 秘密情報を使わずに被開示者が独力で開発したものの。
 - (5) 開示者が第三者に開示することを文書で承諾した情報
2. 本条第1項の定めにかかわらず、被開示者は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、被開示者は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を開示者に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
 3. 被開示者は、第1項の定めによる開示者の承諾に基づき第三者（以下「第三被開示者」という。）に対し秘密情報を開示する場合には、第三被開示者との間で別に秘密保持契約を締結させるなどして、被開示者が本契約に基づき負う義務と同等の義務を第三被開示者に対して負わせ、これを遵守させるものとします。

第6章 本件サービスの運営

第12条（利用者のサービス利用の一時停止）

凸版は、利用者による本件サービス利用が本約款に違反した場合、違反する恐れがあると判断した場合又は利用者が利用料金の支払いを怠った場合には、当該利

ユーザーに対し事前に通知することなく本件サービスの提供を一時停止することができるものとします。

第13条（本件サービスの変更）

凸版は、事前にユーザーに通知の上、本件サービス内容を変更することがあり、ユーザーはこれを承諾します。

第14条（本件サービスの内容の不保証）

本件サービスの内容は、凸版がその時点で提供可能なものとします。凸版は、本件サービスについて、その完全性、正確性、適用性、有用性等如何なる保証も行いません。

第15条（本件サービスの一時中断）

凸版は、次の各号の何れかに該当する場合には、一時的に本件サービスの一部又は全部を中断することができるものとします。

- (1) 本件サービスのシステムの保守を定期的に又は緊急に行う場合
- (2) 火災・停電等により、本件サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震・洪水等の天災により、本件サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 戦争・暴動・労働争議等により、本件サービスの提供ができなくなった場合
- (5) その他、運用上・技術上の理由により、本件サービスの一時的中断が必要と凸版が判断した場合

2. 前項の場合において、凸版は利用者に対し、事前にその旨を通知するものとします。但し、やむを得ないときは、当該通知を省略することができるものとします。（事前通知は、本件サービスの「メンテナンス通知」機能を通じた通知、および利用者へのメール通知を行います。）

第16条（本件サービスの中止）

凸版は、本件サービスを中止する場合は、中止開始となる2ヶ月前に利用者に対して、任意の手段にて通知するものとします。

第17条（受付不可）

本件サービスは、インバウンドに特化した翻訳サービスです。インバウンド関連以外の翻訳依頼（例えば、特許、医薬など）や、高度なスキルが必要する翻訳依頼の場合は、翻訳を受付不可とさせていただく場合があります。受付不可とさせて頂く場合は、凸版は下記の対応を取るものとします。

- ①利用者に受付不可とする理由を通知します。
- ②利用者にポイントを返却します。（受付不可で戻るポイントは、受付不可となった当月に付与します。）ただし、第6条第2項に定めるポイント消滅の前日又は期間満了日にお申込みいただいたものにつき、受付不可とさせて頂く場合にはポイントは消滅するものとし、返却致しません。

第18条（運営上の免責）

凸版は、第12条の一時停止、第13条の変更、第15条の一時中断、第16条の中止及び第17条の受付不可によって利用者が損害を被った場合においても、如何なる責任も負わないものとします。

第19条（再委託）

凸版は、本件サービスの一部又は全部を第三者（以下「再委託先」といいます）に再委託することができるものとします。なお、この場合でも、凸版は、再委託先に対して、利用者に対する本約款上の義務を遵守させるものとします。

第20条（禁止事項）

利用者は、本件サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 利用者が凸版から委託された業務を履行するにあたって本件サービスを利用する行為
 - (2) 本件サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
 - (3) 利用者以外の者になりすまして本件サービスを利用する行為
 - (4) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為
 - (5) 本件サービスにおける改変、改竄、複製、リバースエンジニアリング等の行為
 - (6) 凸版または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (7) 凸版または第三者を誹謗し、中傷または名誉を傷つけるような行為
 - (8) 凸版または第三者の財産、プライバシーを侵害または侵害する行為
 - (9) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は凸版の個人情報収集する行為
 - (10) 本件サービスの利用又は提供を妨げる行為
 - (11) 公序良俗に反する内容の情報、文書、図形等を他人に公開する行為
 - (12) 金券、個人情報等のデータを入力する行為
 - (13) 第三者に本件サービスを利用させる行為
 - (14) その他法令に違反する行為
 - (15) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為
 - (16) その他凸版が不適切と判断した行為
2. 凸版は、前項各号に該当する行為を行っているとして判断した場合、その他本件サービスの運営上不適当な行為を行っているとして判断した場合、本件サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。

第7章 損害賠償

第21条（利用者の損害賠償責任）

利用者は、本約款に違反し凸版に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

第22条（凸版の損害賠償責任）

凸版は、自己の責に帰すべき事由により本件サービスに不具合が発生した場合、当該不具合を解決するために合理的な努力を講じるものとします。凸版が当該不具合の解決方法を繰り返し実施したにもかかわらず当該不具合が解決されず、当該不具合に起因して利用者に損害を生じさせた場合には、利用者は、凸版に当該不具合により生じた損害の賠償を請求できるものとします。このとき凸版は、損害額等について利用者と協議のうえ、利用者における本件サービスに関して、既に利用者が本件サービスの利用料金として凸版に支払った金額の25%を限度と

して、賠償責任を負うものとし、なお、凸版の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、凸版は賠償責任を負わないものとします。

2. 前項の損害賠償請求は、損害発生の日から1年以内に行使しなければ、その請求権は消滅するものとし、

第8章 その他

第23条（知的財産権）

本件サービスに関する著作権、商標権、意匠権、特許権及びその他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）は、凸版又は凸版が定める者に帰属するものとし、利用者は知的財産権その他の権利を取得するものではないことを承諾します。

2. 凸版は、本約款に定めのある場合を除き、知的財産権に関する利用もしくは使用の権利を、利用者に許諾するものではありません。

第24条（クレジットカード情報について）

凸版は、支払決済における利用者のクレジットカード情報を一切取得・管理等致しません。クレジットカード情報の取得・管理等はGMOペイメントゲートウェイ株式会社が行い、利用者とGMOペイメントゲートウェイ株式会社の間で紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、凸版は一切の責任を負わないものとし、

第25条（データの利用について）

凸版は、本件サービスで取得した、利用者によって入力された原文およびそれに伴う訳文等のデータについて、翻訳エンジンの精度向上の目的に限り、翻訳エンジンを提供している東日本電信電話株式会社に開示することができ、また東日本電信電話株式会社において開示の目的の範囲内で利用させることを利用者は承諾するものとし、その場合、東日本電信電話株式会社において、入力したテキストや対訳をそのまま公開することはありません。

第26条（約款の改訂）

凸版は、利用者の一般の利益に適合する場合、または本約款の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して、合理的に必要かつ相当と判断した場合には、本約款を任意に変更することができるものとし、この場合、利用料金その他の提供条件は変更後の本約款が適用されます。なお、凸版が当該変更を行う場合には、変更後の本約款の内容を電子メールその他凸版が相当と判断する方法で利用者に対して通知するものとし、通知の際に当社が定める30日以上相当な期間を経過した日から、変更後の本約款が適用されるものとし、

第27条（解除等）

利用者または凸版は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの催告その他の手続きを要することなく、本約款に基づく契約関係を解除することができる。この場合、当該事由が発生したときは、直ちに相手方に通知しなければならない。
(1) 手形または小切手の不渡処分を受ける等、支払停止または支払不能の状態に

陥ったとき。

- (2) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分を受けたとき。
 - (4) 破産、特別清算、民事再生手続および会社更生手続の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てるとき、または解散決議をするとき。
 - (5) 合併、会社分割または事業の重要な部分を譲渡したとき。
 - (6) 重大な法令違反があったとき。
 - (7) 前各号の恐れがあると認められるとき。
2. 利用者または凸版は、相手方が本約款に違反したときは、相当期間を定めて、書面をもってその是正を催告し、その期間内に是正されないときは、本約款を解除することができる。

第28条（反社会的勢力の排除）

利用者および凸版は、それぞれ相手方に対して、自己または自己の役員もしくは経営を実質的に支配している者が、現在および将来に亘って次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）であること。
 - (2) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (3) 反社会的勢力を利用して、業務を妨害し、またはその恐れのある行為もしくはその他の不正行為をしていること。
 - (4) 反社会的勢力を利用して、名誉や信用等を毀損し、またはその恐れのある行為をすること。
 - (5) 反社会的勢力を利用して、詐術、暴力行為もしくは脅迫的言辞を用いること。
 - (6) 自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えること。
2. 利用者及び凸版は、相手方が、前項の確約に反したことが判明した場合には、相手方に対して何ら催告することなく本約款に基づく契約関係を解除することができる。
3. 前項により利用者または凸版が本約款に基づく契約関係を解除した場合、当該解除に伴い相手方に損害が生じても、これについて一切の賠償責任を負わない。
4. 第2項により利用者または凸版が本約款に基づく契約関係を解除したことによって、当該解除権者に損害が生じた場合には、相手方に対して損害の賠償を請求することができる。

第29条（期限の利益の喪失）

利用者または凸版に、第27条第1項各号、同条第2項および第28条第1項に定める事由の一つが生じたときは、当該当事者は、両者間の取引により生じた相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失する。

第30条（不可抗力）

利用者または凸版は、災害その他のやむを得ない事由により本約款に基づく義

務の履行が困難となった場合には、相手方に対して債務不履行の責任から免責されるものとする。

第31条（準拠法）

本約款の成立・効力・履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第32条（合意管轄）

利用者と凸版の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条（協議）

本約款に定めのない事項及び各条項の解釈に疑義が生じた事項に関しては、利用者と凸版は、誠意をもって協議し解決するものとします。

第34条（分離条項）

本約款のいずれかの規定が執行不能であると判断された場合、残りの規定は可能な限り完全に執行されることとし、執行不能の規定は、本約款に記載された両者の意図に最も近い態様での執行を可能にするのに必要な、限定された範囲で修正されたものとみなすものとする。

附則：実施日 平成29年8月25日

改訂日 平成30年9月25日

平成31年4月1日

令和2年4月1日